

水害の被害にあわれた方へ

千葉県弁護士会ニュースNo.1

台風13号で被害された皆さんへ、心からお見舞い申し上げます。千葉県弁護士会は、皆さんの生活再建のために最大限の支援を行います。



1 無理をしない

まだまだ暑い日が続きます。体調を崩さないように、無理はしないようにしましょう。

片付けや掃除は、無理をせずに、**災害ボランティアセンター**へ助けを求めてください。

茂原市の方は、**茂原市災害ボランティアセンター**(茂原市社会福祉協議会)へ 電話0475-23-1969

長南町の方は、**長南町災害ボランティアセンター**(長南町社会福祉協議会)へ 電話0475-46-3391

大網白里市の方は、**大網白里市災害ボランティアセンター**(大網白里市社会福祉協議会)へ 電話0475-72-7292

その他の地域の方は、お住いの市町村役場、社会福祉協議会へ相談しましょう。

2 写真を撮影する

自宅の写真を複数の角度からたくさん撮影し、記録を取っておきましょう。自宅の外も自宅の内も。特に、

どこまで水に浸かったのか確認できるように写真を撮ります。

掃除や修理をする前に、できる範囲で写真を撮りましょう。



一般社団法人 FUKKO DESIGN「水害にあったらまず行うこと」参照



3 罹災証明書の申請をする

お住いの市役所や町役場で**罹災証明書の申請**をしましょう。罹災証明書は様々な支援制度を使うために、**とても重要な書類**です。なお、**写真がない場合でも申請可能**です。

4 保険を確認する

水災の補償がある**保険契約**や**共済契約**がないか、確認しましょう。自分名義ではなく親族が契約している場合もあります。どこの保険に入っているか分からない場合には、損害保険協会や日本共済協会へ。



一般社団法人 日本損害保険協会「自然災害等損保契約照会センター」
電話 0120-501331(フリーダイヤル)
一般社団法人 日本共済協会「災害時共済契約照会制度」
電話 0570-023140(通話料有料)

5 修理や廃棄は慌てずに

自宅の修理は、**しっかりと乾燥**してから行う必要があります。また、災害救助法の応急修理の制度などの**支援制度**が使える場合もあります。

エアコンやエコキュートなどの室外機は、基盤が上の方に配置されていることが多く、水に浸かっても使用できる場合もあります。

「災害復旧支援 チームふじさん」のFacebook参照

慌てずに落ち着いて、周りと一緒に相談して判断を。
言葉巧みな消費者被害にも要注意！



6 一人で悩まずに相談を

多くの支援者が皆さんの生活再建を応援しています。

困りごとがあれば、**一人で悩まず**に話をしてみましょう。地元の市役所や社会福祉協議会など相談の窓口は必ず設けられています。

千葉県弁護士会では、今後、困りごと相談を受け付ける予定です。法律問題に限らず、困りごとがあれば話してみてください。準備が整い次第、千葉県弁護士会のホームページなどでご案内します。

